○防衛省告示第百四十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

期間　平成二十一年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

期間　平成二十一年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(イ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

期間　平成二十一年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

期間　平成二十一年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒

(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒

(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒

(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒

(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒

(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第百十二号角館都市計画道路事業

三・四・九号横町線及び三・四・二号大町通線

三　事業施行期間　自平成十四年九月二十日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

東北地方整備局長　青山　俊行

○防衛省告示第百四十五号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

信号符字	番号	名称	付与年月日
JSRC	五一〇六	しょうなん	平成二十一年六月二十九日

○防衛省告示第百四十六号

海上における地対空射撃試験を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

期間　平成二十一年九月六日から同月三十日までの間、〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島周辺の北緯二四度四七分〇三秒、東経一四一度一九分〇〇秒の基点を中心とする半径四十海里の圏内のうち、真方位一七〇度から四五度までの射界を形成する扇形区域の海面及びその上空で、海面から高度七、六二〇メートルまでの間

その他　一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃試験海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。